

## 平成27年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成27年6月19日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 3号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 御宿町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 発議第 1号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 発議第 2号 「安全保障法制関連11法案」廃案を求める意見書の提出について
- 日程第 7 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 8 請願第 3号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第7号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第4号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

---

#### 出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君

5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義口君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	吉野信次君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	埋田禎久君	会計室長	岩瀬晴美君

---

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしく願いいたします。

本日の出席議員は11人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影の許可をいたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

ここで、齋藤税務住民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

昨日、石井議員よりご質問がありましたマイナンバー制度運用時に印鑑の押印はどうかというご質問をいただきましたことについて、報告させていただきます。

マイナンバー制度に関する政府広報に電話による問い合わせを行いましたところ、今現在、このことに関する情報が出ていません。今後、運用に関する情報が発せられていくこととなりますので、しばらくお待ちくださいという回答をいただきました。

今後、マイナンバーを取り扱う事務従事者といたしまして、発信される情報に注視し、住民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

（午前10時02分）

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第3号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第3号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、償還払い方式から現物給付方式への変更、受給権者の一部負担額などについて所要の規定の整備を行うため、御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表に沿って説明させていただきます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第3条第1項につきましては、受給権者について定めたものですが、改正前は、新規対象者の年齢制限はありませんが、改正後は、65歳未満で新たに障害認定を受けた方を対象とするものです。

第4条第1項につきましては、助成の範囲について定めたものですが、受給権者の一部負担額を控除した額を支給するものです。一部負担額については、2 ページの別表（第4条関係）をお開きください。

受給権者が属する世帯区分がAの市町村民税非課税世帯の場合は、入院1日及び通院1回当たり負担基準額はゼロ円となります。受給権者が属する世帯区分がBの市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税される世帯の場合は、入院1日及び通院1回当たり負担基準額はゼロ円となります。受給権者が属する世帯区分がCの市町村民税所得割課税世帯の場合は、入院1日及び通院1回当たり負担基準額は300円となります。

次に、1 ページにお戻りください。

第5条につきましては、助成の方法について定めたものですが、第1項は、償還払い方式から現物給付方式への変更を規定しています。改正前の制度では、医療機関の窓口で一旦、医療費を支払った後、医療費の助成を市町村の窓口申請する必要がありますが、改正後の制度では、医療機関の窓口で重度心身障害者医療費助成受給券を提示すれば、その場で精算されるものです。ただし、県外の医療機関を受診した場合及び医療機関の窓口で受給券を提示しなかった場合は、償還払い方式となるもので、2 ページの第2項では、償還払い方式において申請できる期間を2年以内と定めるものです。

次に、3 ページをご覧ください。

附則第1項につきましては、施行期日を定めたものですが、この条例は平成27年8月1日か

ら施行するものです。附則第2項につきましては、経過措置を定めたものですが、この条例の施行日前に受けた医療については、従前の例によるものです。

以上で、御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

重度心身障害者または障害児が二度手間でなくなるということで、大変障害者にとってはよくなったという中で、まずこの対象者がどのくらいいるかということですね。26年度ベースで結構です。

それと、レクチャー受けましたけれども、心身という形になっていますから、身体と知的と精神、この3つございますよね。なぜ今回、精神が抜けているのかということと、今後それがこの条例の改正と同じような扱いになっていくような措置はとれないかということと、続けていいですか。それともう一つは、この施行が8月1日からということなんですけれども、この制度改正に伴うソフト変更はないのかと。費用関係、経費関係のほうが補正に載っておりませんのでソフトの変更は要らないのかと。要するに今のまま使えるのかという。とりあえずそれだけ。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、対象者についてでございますが、平成27年5月時点で195人であり、そのうち82人が市町村民税所得割課税対象者となっておりますので、この方たちに影響があります。

次に、精神障害の関係ですが、県によりますと、県が関係団体から受けている陳情、要望で……

（「課長、聞こえないから大きい声で」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（埋田禎久君） 県が関係団体から受けている陳情、要望で、精神関係の団体から要望がなかったこと、また、複数回行った市町村意向調査において精神障害を加えるべきかという問いに対する回答で、多数の市町村が要望しているわけではないことなどから、今回の件における制度改正に含めるには至らなかったということでございます。

なお、平成25年1月に県により実施されました重度障害者医療給付事業に係る市町村意向調査におきましては、御宿町は精神障害者、保健福祉手帳1級を加えるべきであると回答してお

ります。

次に、ソフト面のことなのですが、こちらにつきましては、平成27年度の新年度予算で、障害福祉システム改修といたしまして、162万円を計上してございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

重度心身障害者医療費等に関する助成ということで、前段者も発言の中で述べておられましたけれども、事務の煩雑さをなくすと。また、住民にとっても手間がなくなるということで、一歩前進だと評価をする内容だと理解しておりますが、幾つかこの実施内容についてお伺いをしたいと思います。

ここに今、県が発表いたしました受給者と医療機関用の8月1日から施行に関する広報をインターネットから印刷して持ってきたわけでありまして、ただいまの説明の中でもありましたけれども、受給券の交付申請を行うということですね。ですからこれ、制度改正に伴って自動的に、これらの対象者の人たち、195人という、昨年度実績で今答弁があったわけでありまして、その方が自動的にそのまま医療機関に8月1日に医療機関に行って受けられるわけじゃないということのようであります。

問題なのは、重度心身障害者（児）とありますよね。この中には、例えば目の見えない方、耳の聞こえない方とかあるわけでありまして、そういう方にこの手続、制度が変わりましたよと、どのように広報していくのかということなんですけれども、まずそれについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず一般的に、改正内容につきましては、広報紙とホームページへ掲載するとともに、対象者の方については、今おっしゃられました受給券の申請書を送付するときに周知したいと考えております。

また、目の見えない方につきましては、ご家族がいらっしゃれば、ご家族の方に通知してご説明を申し上げたいと思っております。

また、大変申しわけないですが、独居の方がいらっしゃるかどうか、ちょっと私、把握していないんですが、そういう方がもしいらっしゃいましたら、お宅へ訪問して、ご説明して、申請をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

障害者団体ございますよね。あと社協、それから民生委員でありますとか、区長さんと申し上げるとちょっと仕事が大変かなというふうに思うわけでありましてけれども、そうした方々含めて、必要なこの重度心身障害者を見守る立場の方々ですよね。そうした方々のご協力、またさまざまな、例えば今も特定健診をやっておりますよね。そういう方々も当然、特定健診もこの方々も対象者ですよね。

ですから、行政として直接的、間接的にその対象者と接触する機会がたくさんあるということですので、そういう機会も使いながら、特定健診の受診率を上げていくことも含めまして、こういう情報を専門的にお持ちだと思いますので、誰がどういう状況か、障害者手帳発給状況については詳細はお持ちだと思いますので、そういう方々、例えば目の見えない方、家族が仮にいても、やはり町としてきちんと、これが何千、何万というんでしたら無理だと思いますけれども、そんなに何日もかかる話ではないと思いますので、そうした一人ひとりにきちんと行政の目が届くと、手が届くというのがこの御宿町の、小さな町の私は特徴、特質だというふうに思いますので、そういう言葉としてはなかなか言えないと思うんですね。広報としては言えないと思うんですけれども、特定健診についても、今も広報の中で、バスですね、送迎やっておりますよね。迎えに行くときは一体ですけれども、帰るときは個々に送っていただくということで、病気だとか健康を害さないという配慮をやっておりますね。

そういうことも含めて、やっぱり小さい町としてそういう配慮が行き届くことが可能だというふうに私は思いますので、そうした事務を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今おっしゃられたことをきちんと実行してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

やはり、なぜ制度改正をしたのかと。やっぱりその制度がきちんと行き届くということが大変重要だというふうに思いますので、しっかりとした事務をお願い申し上げます。

それから、もう1点でありますけれども、この中で負担が残っているわけですよ。300円ということで。これは県の説明では、原則通院1回、入院1日につき300円をご負担いただきます。ただし、市町村税所得割非課税世帯は無料となります。ですから、何か今説明したのと

逆転したことが説明であるわけでありますけれども、今、子どもの医療費を含めまして、御宿町も一部負担が残っているわけですね。これも全国的には完全無料、要するに所得による差をなくすという自治体が大変多いようがございます。そうしたことも含めまして御宿町は、町長は、高校生まで医療、これも公約に出しているわけでありますけれども、この一部負担についても今後やっぱり私は考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、これは町長に直接聞いたほうがよろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） 福祉の面において、財政的にもいろんな負担が出てきますけれども、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第4号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第4号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、御宿町国民健康保険条例の一部を改正するものです。



それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によって説明させていただきます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

第9条につきましては、保健事業について定めたものですが、特定健康診査等に関する引用条項の条ずれの改正をするものです。

次に、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することを定めるものです。

なお、本改正案につきましては、去る6月5日に開催されました国民健康保険運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、課税限度額の見直しと低所得者

に係る軽減措置の拡充が行われることに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表に沿って説明させていただきます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第2条第2項につきましては、医療給付費課税額の課税限度額について定めたものですが、課税限度額を「51万円」から「52万円」とするものです。

第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について定めたものですが、課税限度額を「16万円」から「17万円」とするものです。

第4項につきましては、介護納付金課税額の課税限度額について定めたものですが、課税限度額を「14万円」から「16万円」とするものです。

次に、2 ページに続きます、第21条につきましては、国民健康保険税の減額について定めたものですが、課税限度額を見直すことから条文を整備するものです。

第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について定めたものですが、算定において被保険者の数に乗すべき金額を「24万5,000円」から「26万円」とするものです。

第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について定めたものですが、算定において被保険者の数に乗すべき金額を「45万円」から「47万円」とするものです。

3 ページをお願いいたします。

平成25年、条例第25号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例において改正いたしました条例の一部改正するものです。条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正部分においては、平成28年1月1日より施行するただし書きの追記をする改正でございます。

また、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年度以降の国民健康保険税に適用することを定めるものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

課税限度額の見直しについては、課税の区分ごとの課税限度額を現行と改正案別に記載し、比較したものです。軽減措置の拡充については、軽減の区分ごとの軽減判定所得を現行と改正案別に整理し、比較をしたものです。二重線を引いてある箇所が改正するところとなっております。

なお、本案につきましては、去る6月5日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

昨日、国保会計についての今年度ということで一般質問にも取り上げたわけでありましてけれども、具体的議案が出てまいりましたので、幾つかお伺いをさせていただきたいと思っております。

今般の課税限度額の見直し、軽減措置の拡充でありますけれども、昨日も聞きましたが、この見直しによる、附属資料ですね、こちらのほうの表のほうで質問させていただきますが、医療分、後期支援分、介護分ということで、1万円、1万円、2万円、合計4万円の引き上げだということで、この影響の世帯数。

それから、軽減措置の部分での、これは5割軽減、2割軽減とありますけれども、こちらの影響世帯数が幾つとなっているのか。

それから、これらの限度額の軽減措置の拡充により、全体的な国保会計の予算ですね。一般的には、医療費を世帯数で割るということで国保税が確定するというような流れだったというふうに思いますが、その全体的な影響額としては、例えば昨年度の中でどういう状況にあるのかというのを改めてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいま課税限度額軽減措置の拡充に伴う世帯影響額のことをございますので、ご説明申し上げます。

試算いたしますと、改正により影響する世帯といたしましては、医療区分35世帯、支援分で35世帯、介護分で22世帯が現行の限度額に達しております。限度額を引き上げた場合、これらの世帯において国民健康保険税が上昇することとなります。

ただし、医療分、支援分、介護分を合わせて1世帯の課税となりますので、全体では35世帯において国民健康保険税の上昇があります。

次に、軽減措置の拡充による影響について申し上げます。

今回の改正の対象となりました5割軽減につきましては、改正による影響は16世帯、74万5,000円となります。2割軽減につきましては、1世帯1,000円となります。軽減額全体につい

ては、7割、5割、2割の軽減額の合計額は4,419万円、現行の試算では、現行というのは平成26年度の試算でございますけれども、そちらが4,344万5,000円ですので、軽減額が74万5,000円広がったこととなります。

また、軽減対象となる世帯の割合については、加入世帯全体で51.76%と見込んでおりますので、現行の50.85%と比較して、軽減割合が0.91ポイント増えることとなります。

今回の課税限度額引き上げと軽減措置拡充に伴う税改正全体の影響額といたしましては、限度額引き上げ分101万円から軽減措置拡充分74万5,000円を引きまして、影響額全体では26万5,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第6号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第6号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに861万3,000円を追加し、補正後の予算総額を32億1,061万3,000円と定めるものでございます。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細に沿って説明させていただきます。

6 ページをお開きください。

歳入予算でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節個人番号カード交付事業費補助金の275万2,000円ですが、マイナンバーに係る通知カード及び個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任する際の交付金に対する国庫補助金でございます。なお、補助率は対象事業費の100%です。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節水産業費補助金の109万8,000円ですが、新規漁業就業者の育成経費に対する町補助金を新たに創設するところ、その事業費に対し、県から小型漁船漁業就業者確保支援事業補助金が交付されるものです。なお、補助率は対象事業費の2分の1です。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の226万3,000円ですが、前年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図るものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の250万円ですが、新町区が行うコミュニティ事業への助成を内容とする平成27年度コミュニティ事業助成金の交付決定が自治総合センターからあったことから、歳入として追加するものです。

以上、歳入予算として861万3,000円を追加しております。

7 ページをご覧ください。歳出予算でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、18節備品購入費の13万9,000円ですが、議場の空調効率を向上させるために使用する扇風機4台の購入費でございます。

2款総務費、1総務管理費、4目企画費、19節負担金補助及び交付金の250万円ですが、新町区が行うコミュニティ事業への助成を内容とする平成27年度コミュニティ事業助成金の交付決定があったことから、歳出に追加して助成を行うものです。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、19節負担金補助及び交付金の275万2,000円ですが、マイナンバーに係る通知カード及び個人番号カードの関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任するにあたり、その経費を負担する必要があるため、追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目臨時福祉給付金事業費、23節償還金利子及び割引料の5万5,000円ですが、平成26年度に実施した臨時福祉給付金事業において、給付の実績により国庫補助金を返還する必要が生じたため、追加して対応するものです。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費、11節需用費の17万3,000円から8ページの27節公課費の4万4,000円までの計25万3,000円ですが、老朽化によるじん芥車1台の更新を車検

満了時である6月に予定しておりましたが、購入しようとする車両の納期が9月を過ぎる見通しとなったことから、廃車を予定していた車両について車検を通し、その間のじん芥車の不足に対応するものです。

8ページをお開きください。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の220万1,000円ですが、新たに創設する新規漁業就業者の育成経費に対する町補助金を追加するものであり、漁業の指導に要する経費の3分の2を補助するものです。なお、この2分の1は県補助金の対象となり、実質負担は県、町、漁業協同組合がそれぞれ3分の1となります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、14節使用料及賃借料の5万7,000円ですが、土木積算システムのデータ使用料に不足が生じたため、追加して対応するものです。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の43万1,000円ですが、このうち30万2,000円については、御宿小学校体育館の照明の修繕に要する経費として、また、そのほか12万9,000円は、御宿小学校の校内放送設備の修繕に要する経費として追加し、対応するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費の22万5,000円ですが、御宿中学校に新たに配属された訪問相談担当教員や特別支援教育支援員が使用する事務用パソコンを1台購入するものです。

以上、歳出予算として861万3,000円を追加しております。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

8ページの小型漁船漁業就労者確保育成事業220万1,000円と、これについて、この間、産業建設委員会を傍聴させていただきましたけれども、新規漁業就業者確保支援事業について、まず説明をしていただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、漁業者支援の関係のご説明をいたします。

こちらにつきましては、小型漁船20トン未満、漁業就業者確保育成事業でございます。国の国庫給付事業における青年就業準備給付金事業、年150万円で最長2年間いただける給付対象者となった研修生を指導する漁業者に対して、必要経費を月10万円の限度で補助するものでござ

ございます。負担につきましては、県・町・組合がそれぞれ3分の1の割合となっております。給付対象者の決定が5月の予定でございましたので、11カ月分、3人ということで計上させていただきます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

年齢制限があり、若い後継者育成、また就労ということで、新しい制度を活用した雇用促進、また後継者育成ということで、これが普及していけば大変いい形になっていくのではないかなと思う中で、初めての制度ですから、その辺、二、三質問させていただきます。

また、組合も応分の3分の1を負担していくと、2年間。大変な出費でしょうけれど、そこまで決断したという中で、町も応分の3分の1の負担をしていくという中で、国のほうでも150万円掛ける2年という、この助成制度があるという中で、まずちょっと今問題になっているのは、外国人実習生が今問題になっております。途中で逃げちゃうとか。そういう形のが今、盛んにマスコミでも取り上げておりますけれども、そういう中で、国のほうのやつは給付金の返還を求めるといった事項が入っています。

そういう中で、二、三ちょっと質問していきたいのは、研修生の雇用体系はどうなっているのか。社会保障ですね。また、研修期間中の給与関係、それから2年の研修が終わった後の身分保障、給与体系。組合のほうで漁業権を検討しているという話を聞いておりますけれども、その辺ですね。とりあえずその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

保険の関係につきましては、国民健康保険の通常の加入でございまして、雇用の体系を今回は学生ということでとっておりませんので、雇用の体系をとらないために、雇用保険に加入するのではなく、組合のほうで労災のほうの加入をするということになっております。年金につきましても国民年金ということでございます。

あと、4年間ということでのご質問ですが、船主の方は2年間という国のものがございますが、4年間という要件がございますので、4年間採用するという気持ちを持って今回預かるという決断をされておりますので、4年間は雇いますということになってございます。

あと、月々の給与については、この150万円が給与でございまして、特に船主のほうでその分を補填するという考えはもっていないところでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ちょっとその4年間というのはわかるんですけど、国のほうの150万円掛ける、これ2年間ではないんですか。4年間といたら、2年後はどうするのかという質問です。

それと、町が3分の1ですね。それでそういう中で、申請にあたり、必要経費とあると。僕はこの必要経費だと、ちょっとなかなか面倒じゃないかなと思うんですよ。必要経費が生じない形があるじゃないですか。だからこれは、田邊課長が言ったように、研修生を指導する補助という形にしないと、必要経費というのは、じゃ何が出てくるかというので、これはやっぱり指導料、研修補助という形にしていけないと、必要経費を計上してから補助金の交付という形が本来ならそういう形になっていくから、必要経費という言葉はちょっと省いたほうがよろしいのではないかなと。船主のほうも申請しづらくなりますよ。

そういう中で、この要綱の4条、交付申請、5条の条件について説明していただきたいのと、この補助金の支払い時期ですね。その4点。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） まず、残りの2年間についてのお答えをいたしますが、今回につきましては、今年から開始されるものでございまして、研修生が漁師として独立していただくことが一番重要ということで、船主の方は、先ほど申しましたとおり、4年間を考慮して採用ということになっております。残りの2年については、あくまでももう国からのお金が来ませんので、そこにつきましては、今体系的には金額等々決まっておりますが、雇う金額はそれぞれの船主さんと相談ということになっているところでございます。なので、今後、体系的な面での整理、後押しにつきましては、関係団体と協力しながら進めていきたいと思っておりますので、金額についてここで話しするという事は、まだ決まっていない部分になりますので、決まり次第お答えするような形でございます。

経費につきましては、燃料、餌代ということで、漁業者は当然、漁に行く経費はご自分でもかかりますので、それ以上にかかってくる部分、この金額では当然教える分というお話しもございしますが、一旦経費で見られている部分というのが燃料とか餌代という部分で見られているというところでございます。

交付申請につきましてはのご質問ですが、こちらにつきましては、もう船に乗った時点という部分になりますので、国が交付決定した月から乗っている期間を申請するような形になります



ので、例えば5月に乗りましたよという方であれば、5月からの申請を受け付けるような形になるようなことをございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ちょっと今わからなかったんですけど、さっきの町の3分の1ですね。組合も3分の1、国も3分の1という中で、餌代とガソリン代だ、燃料費だと。それはちょっとおかしいんじゃないですか。研修のためにわざわざ出ていくなら、それはわかりますよ。そうじゃないでしょう。だって、営業しているわけでしょう。営業していれば餌代と燃費は当然かかりますよ。それを町のほうで補助ではないと。

町、組合、国は、若い人の育成にあたって、船主が指導していただけると、研修していただけると。その費用じゃないんですか。餌代と燃費を持つというなら、じゃ、就業しているときとまた別に研修を持たなければいけないですよ、あなたの今の答弁にすれば。今日は研修ですからそれだけ行って、漁とは別に仕事を教えます、漁場を教えます、釣り方を教えますという形になってきますよ。これ一緒じゃないですか。そしたら餌代と燃費をどうやって区別するんですか。できないような、また複雑になるような補助金はだめですよ。

単純に船主が、研修生を受け入れるという中で、簡単に言えば指導料ですよ。それを必要経費という文言を入れてくるから、じゃ、必要経費とは何だという形になってくるじゃないですか。餌代と燃料代、確かに必要経費かもしれない。じゃ、その研修期間だけですよ、そしたら。そしたら、実績で出していかなくちやいけなくなっちゃいますよ。せっかく組合も3分の1受けると、町も受けると、そういう形でこの事業がスタートするんですから。最初からこんなつまづいたような形じゃ困るじゃないですか。それが1点。

もう1点。3年目からは国の補助金が出ないという中で、船主にもそういう形でやっているのも、それも2年で切れるという中で、町もそういう形で2年間を今度は研修生に保障していくと、残っていればね。そういう形の補助の仕方もありではないかなと。

2年間終わって、あとは船主に任せるということではなくて、やっぱり就労していただくと、後継になるという形の中で、3年、4年という形の給与補填も考えざるを得ないんじゃないですか。それだけ船主が保障していればいいですけども、なかなか難しいという話も聞いております。だから、町で2年間、ある程度のものを保障していく制度を2年後までに考えたほうがいいんじゃないですか。

それと、質問にもう一つ答えていないのは、交付時期はいつなのか。その3点。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、先ほどの経費の関係ですが、これにつきましては、通常の漁に出る場合、もっと金額が通常かかる金額で、これは3分の1という上限を決めているというのは、その程度かかるだろうという部分でしかないところでございます。餌代、燃料代というのは、個人が一人で行く場合には当然かからないものですので、その人のためにかかっている分という形で要綱を定めているところでございます。

給与の補填の制度については、まだ今決定しているところではございませんので、その辺につきましては、また今後の協議の中で考えていくような形になると思います。

交付につきましては、今回うちのほうで概算払いという制度、この要綱の中に入れてありますので、概算払いでできる範囲で概算払いをしていくような形になりますので、1年間待たせてお支払いするというような形ではございませんので、一月単位でも払えますし、出来高に伴いましてお支払いをするような形がとれるというところでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 余計難しくなっちゃましたよ、あなた。概算払いは概算払いでいいんですけど、月々によって変動が出てくるということは、あなた自身、今ここで言っちゃっているんですよ。餌代と燃費でやるという形の中で、研修のためにも使うといたら、これ、専業と区別しなければいけない。区別できるんですか。

あなたの今の答弁ですと、研修のために、それは1人乗れば餌も増えるかもしれない。燃費も増えるかも。それは専業と研修と一体じゃないですか。だから私の言っているのは、船主が、そんなつけられますか。ここに行ったのは研修だと、こっちは漁だと。それは一体のものですよ。だから補助事業に関しては簡潔明瞭にしてくれと、言わないと船主のほうだって困りますよ、これは。

あなたの言ったように、概算払いでいいけど、それなら概算払いでやってみてくださいよ。どこからどこまでが研修の餌代で、どこがどこまでが燃費なんだと、研修の。それで請求できますか。できるわけないでしょう。だから指導料という形の明確なものにしたほうがいいのではないかなと私は提案しているんですが、あなたはこれで2回、研修の中に、必要経費ということを行ったから、じゃ今度からそれやってみなさいよ。船主は音を上げちゃいますよ。

せっかく組合も3分の1受けるといっている中で、餌代と燃費代を研修関係のだけをピック

アップしてくると。それは到底できない作業でしょう。またそういう補助事業ではないという認識を持っています、私は。要するに後継者育成という中での指導料、国のほうも新たな事業を創設するという形の一環で出てきているわけですよ。

○議長（中村俊六郎君）　ここで、10分間休憩します。

（午前10時56分）

---

○議長（中村俊六郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

○議長（中村俊六郎君）　吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君）　貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。申しわけありませんでした。

先ほどの経費の関係のお話しのところでございますが、指導料も含めたということでございます。実績の費用につきましては、組合のほうの支払いもございますので、実績に伴い、概算払いということで払わせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君）　9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君）　9番、瀧口です。

ということは、指導料という形で、一月、あるいは二月、3カ月という形のもので経過したら、実績で払っていくと。実績というのは、研修をしていったという実績で、燃費とか、餌代とか、そういう経費ではなくて、船主が指導した月日でいくという答弁と理解しております。

これは大変いい制度だと思うんですよ。そういう中で、これは町もそうなんですけれども、組合もこの3分の1という負担、この制度をずっと続けていくという形だと思うんですよ。そうした場合、今年はたしか3名でしたよね。じゃ来年も3名来たら、ダブルで6名になりますよね。毎年そういう人が来た場合、組合の負担は大変でございますよね。その辺の制限とか、これで終わりになっちゃうのか、今後これを継続していくのか。継続していった場合、組合の負担も結構大きくなっていきますよね。どのくらいのキャパまで見込んでいるのかと。やっぱりこの制度をつくったら、国との調整もありましようけれど、負担が大変になってきますよね。

それともう1点、国のほうから150万円、2年間保障されていますけれども、住居の話も産

建で話されておりましたけれども、現実的にひとり者と、独身と、家族いる方、扶養がいる方、その辺わからないんですけれども、この計算でいくと、月12万円ですよ。御宿で持ち家があればまだともかく、光熱水費と普通の生活をした場合、12万円であなただけ、生活できると思いますか。その辺も私は心配しているんですよ。せっかく御宿に来てくれて、生活保護以下だと。言葉は悪いけれども、埋田課長聞きたいんですけれども、生活保護の対象が幾らになるのかと。これは研修ですからといいながらも、人間生きていかなきゃいけない。その辺は、あなたはどうか考えているのか。

それともう一つは、伊藤議員が質問しておりましたけれども、農業にも同じような制度があると。一次産業は、農業と水産業は補助制度がいっぱいあって、わからないくらいあるという中で、同じ課ですからその辺の説明を求めたいのと、これは今やっている地方創生にあたるような制度だと思うんですよ。そういう中で、農業のは今説明いただけるという中で、商業ですね、土木建設、サービス業、これ民宿とかいろいろなサービス、工業について、同様の制度があるのかと。また、制度がなかったら、今のこういう形の職種に関して、制度設計をする考えはありますか。

これは今、地方創生でやっているものと大変フィットするやつで、やっぱりこれにとどまらずにそういう制度設計をしていくと。それが一次産業だけではなくて、御宿町全体の産業の育成に当たるのではないかなと。この3点。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、キャパシティについてまずお答えいたします。

現在、4隻の船主さんが申し込みを受けています。3名の方が今回乗りますので、まだ1隻あいているというところがございます。今後につきましては、1隻1人という換算で申し込みを受けておりますので、今後そういう船主さんが増えれば、当然広がりを見せてくるというところがございますが、今聞いているところによりますと、もう1人いるかいないかぐらいの感じで、漁組としては思っているようなところがございます。なので、5隻が目いっぱい今のキャパになるのかなというところです。

生活の関係ですけれども、この制度で、生活費で生活していけますかということ、私もちょっとこの金額ではなかなか生活というのは難しいのかなという部分はあるという感じはしますけれども、制度自体が、この150万円はあくまでも研修を受けるための費用みたいな部分としての補助になりますので、余暇時間で、例えばアルバイトをすれば、普通の学生であればアルバイトをすることも考えていきますので、そういう部分で生活というのは成り立つのかなと。

その辺はちょっと私もお答えし切れない部分というのがありますけれども、そういう形になると思います。

あと農業につきましては、先日もお話ししましたとおり、やはり同じ給付金ということで、最長2年の150万円という準備型のものがございます。農業につきましては、さらに経営型ということで、経営をするためにもらうものが5年ということで、やっぱり150万円ということでもらえるものがございます。これにつきましては、農業、漁業とも一緒に給付金ということでございます。

あと制度につきまして、その他の事業の部分の制度につきましては、今ここで即答することがなかなか難しいというところでございますが、その状況によって、町のほうで必要であろうというところで制度というものができてくると思いますので、その辺はその状況を見まして、制度化していくような形になるのかなというところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

あなた、大変荒っぽいことを言っているじゃないですか。飲んでいるさなかなら、そういう話でもいいんですけども、研修に来て、生活できないからアルバイトしろと。余暇を利用してやれと。これはあなた、担当課長としてする答弁じゃないですよ、悪いんですけど。

せっかく漁業の後継者、あるいはそういう形で就労したいと。食えないならバイトしろと。それは荒っぽい答弁だよ。だからどうするんですかと、どう対策をするんですかというのが、それがあなたの仕事じゃないですか。言葉は悪いけど、それなら仕事につく人なんか食えないから、じゃ、ほかでアルバイトしろよと。幾らなんだって議場で言う答弁じゃないでしょう、それは。キャバレーでもスナックでも行って働けというのと同じじゃないですか、それは。そんな答弁はこんなところをするなよ。

それと、必要があったら制度を考えるという答弁がありましたけれども、今の御宿の現状を見て、必要がないとあなたは認識しているんですか。どこだってみんなそういう形で後継者がいないと、シャッター通りになっちゃうという中で、根本的なものがないじゃないですか。あってしかるべきなんですよ。それは町独自だって構わないじゃないですか。地方創生の中で、ソフト事業であるじゃないですか。それも検討していないんじゃないか、しょうがないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） 今、観光課長が答弁しましたが、補足して申し上げます。

この制度に関しまして、今ご承知のように、国から150万円、12カ月で割りますと12万円ほどになるわけでございます。先般も会議で申し上げましたけれども、ちょうど2月ごろだったと思いますが、東京で、虎ノ門のある場所で、全国からの漁業就業支援フェアというものが開催されまして、全国から50漁業組合の団体が参加しました。そして、400名の漁師になりたいという相談された方が参りまして、それで、御宿岩和田漁業協同組合の窓口にご相談された方が20名でした。そういう中で、じゃ、もう一步、研修体験として乗船してみようという申し出があった方が4名で、今その4名の方が実際的に来て、船に乗っておられるわけでございます。

そういう中で、ずっとこの50漁業団体の募集要項等を見ますと、やっぱりそんなに内容は大きく変わりません。それで、やはりこの2年間は研修ということでございますので、そういうことで少々つらいといえますか、生活的にも大変な部分があるかと思いますが、やはりそういう面では、一つには住居の関係で非常に、少し待遇といえますか、一般的な、とにかく収入が非常に限られておりますから、できるだけ住むことについては余り経費がかからないような対応も漁業組合等でしてやっているという状況もございました。

そういう中で、いずれにしましても、今、地方創生の中にありまして、漁業、農業、できるだけ、少しでも1人でも多くの方に就業していただきたいと考えております。このたび3名、4名来ていただいているわけでございますが、これは例えば外房一帯も各漁協組合長、いろんな会議でお話をされております。例えば2年間終わると、その次は一般的に言えば基本給、最低保障ですね、幾らであとは歩合給だと。それは内容については、それぞれに幾分か違うようでございますが、そういう形で皆さん事業を行われているわけでございます。

そういう中で、国からの補助とこのたびの育成事業の補助を合わせまして、これからやっていくわけでございますが、それは船主にとってみればいろんなやり方もあると思います。とにかく漁業というのは、当然のことながら、しけの日もある、晴れの日もあるということで、上がり下がりの波が大きいということでございますが、本当に収入があるときは多くあるんだよということで募集されているわけでございます。

そういう中で、今後のことにつきましては、私も基本はできるだけ1人でも多くの方々、漁業にしても農業にしても、していただきたいと思っておりますので、この経過の中で漁業組合長さん、また船主の皆様、団体の皆様方といろいろなお話をさせていただきながら進めていきたいと。とにかく、瀧口議員さんおっしゃいましたように、せっかく来ていただいたのに、1年、2年たって、それでいなくなるという、これはそういうケースにさせてはいけないと思っておりますので、ぜひ御宿町の漁業の次の世代を背負うような方が育っていただくように、私も組合長さんとも

いろいろ協議しながら進めていきます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

今おっしゃるとおりだと思っていますよ。ぜひこの事業自体、進めていくのと、また今、町長が言われたように、問題点をみずから指摘しましたので、それを前に進める形で、この制度設計がよく機能するような形で補填していただきたい。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ただいま議論になっております農林水産業費ということで、小型漁船漁業就業者確保ということで、この目的は船主ですね、漁業経営者を育てると。船主をつくるということですよ。

先ほど質問があつて答弁されておりましたが、私たちの住む漁業関係は新規就農、また確かに農地面積とかありますけれども、新しく認定を受けて農業を始める場合でも、そのための施設、さまざまな支援措置がございますよね。

何を申したいかという、必要なというよりも、私は最初に、せっかくこういう新しい制度に踏み込んでいただいたわけでありまして。町長の思い、私も全く同感でございます。ですが、御宿町として新規就業、漁業に関する基本方針が私は必要だと思うんですよ。それで例えば、私は全く漁業関係はわからないんですけども、船主となるには漁業権がまず必要だと思います。それでまた、遠洋漁業を含めて、船舶の免許がありますよね。それから今度は船ですよ。そういうものを購入というんですか、最低でも3,000万円。漁業者も大体数千万円ですよ、納屋まで含めると5,000万円は下らないんじゃないですか。トラクター含めまして。じゃ、そういうものに対する、起業ですよ、船主となるための条件はどのようにクリアできるのかと。

そういう問題をそれぞれ行政はどういう立場で支援ができるのか、組合はどういう立場で支援ができるのか、県・国はどういう立場で支援ができるのかという中の体系。ない部分については、町としてやっぱり県・国に対して、そういう新規就業者に対して新たな制度をつくるべきではないかということになると思うんです。全て私は町にやれとは言いませんし、財政力も当然限られているわけですから。

だから、そういう問題点を、今般こういうものをつくるわけですから、整理をします。繰り返

返しますけれども、それぞれの担い手がどういう立場で、新規青年と申しませうか、45歳未満と書いてありましたけれども、そういう人たちの目的と申しますか、義務と申しますか、そういうことも当然入ってくると思うんですよ。そういう支援を受けるため。それが先ほど言った、荒っぽい話ですけど、逃げる、逃げないという話もその中で大きな枠として、支援を受けるための条件の中で、誓約書を書くかどうかは別といたしましても、そのかわり、きちんと一つ一つこなしていけば、必ず船主になれるんだと。頑張れば船主になれるんだと。地域も行政もそのために積極的に応援しますよというストーリーが必要なんじゃないんですか。それでこそ、今度の貸付金の要綱等が生きてくるんじゃないですか、説明ができるんじゃないですか。ただ単に国がある、ただ単に組合から要請があったからやってみるということじゃないでしょう、これは。

それともう一つ言いたいのは、今度の地域創生の中にどうこれが位置関係として入るのかということなんですが、たしか地域創生については、計画としての目標、それからその目標ができなかった場合、それはどうするのかという検証の規定がたしかありますよね。

今般提案を受けているものも、町長がもともと地域創生の中で、漁業新規漁業者、新規農業者の就業というのは、これは喫緊の課題だと。ぜひ今般の戦略会議の中で実現をしていきたいんだというお話を何度もされておりますよね。じゃ、先ほどの中でそれを担保する、そういうものは本人の自覚じゃありませんよね。仕組みですよ。青年だって45歳未満、家族で子ども3人、4人もいる。ありがたいじゃないですか、そういう方がたくさん御宿町に来ていただければ。だけど、その生活の基盤がなければ、幾ら漁業になろうとしても続けられないですよ、気持ちだけでは。

だからそういうことがあると思います。前段者もそのことをおっしゃっていましたが、そういうことをきちんと想定した中で、じゃどういう形にしていくのか、どういうものを求められるのかと。何度も申し上げますけれども。そういうことをきちんと整理をしていくということが、この目的だというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先ほど町長も申し上げましたとおり、せっかく来ていただいた方をそのままむげに帰すということはないように、議員のお話のとおり、漁業権の問題、船を買うときの融資の問題、働き方の問題等々ありますので、今後事業を進める上で、計画的な、体系的な面での整備や後押し等、関係団体と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。



○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。しっかりとしてやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと戻ります。

7ページ、歳出の中の議会費であります。議会用備品ということで、空調ということで、扇風機の購入費ということでございますが、特に冬場なんですけれども、傍聴席は服を脱ぐほど暑いと。例えば議員席は足元が底冷えをするということの温度差があるということで、この間、試験的にやっていただいて、大変効果があったのが実態だと思います。

ですから、適切な対応だと思いますが、これは議会に限らず、やはり空調もやっと入った段階ですよ。それから秋もかなり早い段階に空調をとめますよね。ただし、今も特に秋口は10月になっても相当暑い日がありますし、今の梅雨の時期も湿度の高い時期がございます。そういうことも含めまして、全体的な庁舎の事務環境をどう改善していくのかということも大変大事だと思います。

もう一つは、3月議会、特に音響ですよ。これが大変、何度も何度も確認をしていただいたんですけども、当日不調で、この間の協議会かな、出ておりましたけれども、きちんと議会の音声、それから映像情報が大会議室まで届かなかったということがあります。

それで、実はこの6月議会もずっと調整していただいたんですけども、前日、テレビが出ない、それから音声が出ないと。また録音ができないということが発覚いたしまして、前日の夜遅くまでかけて調整をしていただいて、何とか今、録音も含めて順調にしているようでございます。

それで、たしか庁舎の維持管理費ということで、基金もたしか設定をしておったと思うんです。そうした中で、これは議会だけの問題だけではないと思いますので、これからいわゆるデジタル防災も含めまして、さまざまな形で新しい情報機器の活用が必要になってくると思いますし、それに伴い、この庁舎も20年たった中で、ほとんどが直しても、一つ直してもすぐ今度は隣の部品が壊れると。業者にも聞きましたけれども、これはもういつ動作が不能になってもおかしくはありませんよ。直しても、直しても、直したところはいいんですけども、隣が一つの基盤の中で壊れていくのが実態だということでございますので、やはりこの辺のところを抜本的に改善していく必要があるというふうに思うわけでありまして、そういうことも含めまして、この庁舎内の環境、それからそういう音声だとかというものの対応について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 事務室の環境ということでお話をさせていただきます。

昨年度から実施しておりますけれども、夏場の暑さ対策という中では、クールビズの期間を5月から10月という形で、延長して実施をさせていただいております。あとそれぞれの状況につきましては、現状調査をさせていただきまして、環境が向上できるような対策を考えられる範囲でやってまいりたいと思っております。

それから、音響とか設備等の関係につきましては、確かにおっしゃっていただいたとおり、一つ直すとよそが壊れるというような状況が続いておりますので、全体的な計画を立てさせていただいて、年次計画のようなもので対応して、改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

8ページの中の教育費、学校管理費であります。御宿小学校の体育館の照明ということでありますが、この修繕の内容について、もう少し詳細な話を承りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、体育館の照明の修繕の内容についてご説明させていただきます。

体育館の蛍光灯には、蛍光灯のもとになる部分に安定器というものがついておりまして、以前から蛍光灯のちらつきがひどく、その都度、交換をしておりましたが、切れる期間が短くなってきましたので、4月に蛍光灯の交換を行った際、安定器の点検を実施いたしました。

そうしましたところ、15台について劣化がひどいということで、早急の交換が必要であるとの結果が出ました。安定器が劣化いたしますと、発煙する事故やコイルの異常発熱による断線が起こるほか、蛍光灯の寿命が短くなるということで、早急に改修が必要であるということで今回、補正予算に計上させていただきました。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

大変、御小の設備のほうも古くなっている部分がございますので、必要な対応をとっていただきたいと思うわけでありまして、この間、特に中学校なども積極的に、防犯灯も基本

的にはLED化をした中で、現在、管そのものが、例えば蛍光灯なんかでもそのまま置きかえができる、LED管に。蛍光灯管からLED管に置きかえるだけで、そのままの器具、そのまま使えるというものもございます。

そうなのですが、今般は、これはせっかく交換をするということでございますし、非常に値段のほうも安価になってきているというような情報もあるようでございますが、せっかくですから、そういう形にしていくべきかというふうに思うわけですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 今、議員のほうからお話がありましたとおり、交換いたします際、LEDについても検討をさせていただきました。業者さんのほうに全て確認をしていただいたんですが、御宿小学校の蛍光灯は、本体ごとの交換が必要であるということで、見積もりをいただいた際、かなり高額になっておりまして、置きかえができるということを今お伺いしまして、私のほうも球の電灯と違って、なかなか蛍光灯のほうの置きかえができるものが余りないということで考えておりまして、本体交換が必要だと言われましたので、その予算を確認したんですが、300万円以上の見積もりが上がってききましたので、今回は早急に必要な15台の交換のみの修理を計上させていただきました。

今後また、業者さんとその辺、本体を変えずにできるものがあるのか、調査をいたしまして、できるようでしたら、今後検討していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 追加日程第1、議案第7号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第7号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに250万円を追加し、補正後の予算総額を32億1,311万3,000円と定めるものでございます。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細に沿って説明させていただきます。

4ページをお開きください。

歳入予算でございますが、20款諸収入、4項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入の250万円ですが、日本メキシコ学生交流補助事業つなぎ資金貸付金に係る貸付団体からの償還金でございます。

以上、歳入予算として250万円を追加しております。

5ページをご覧ください。

歳出予算でございます。2款総務費、1項総務管理費、4目企画費、21節貸付金の250万円でございますが、日本メキシコ学生交流補助事業つなぎ資金貸付金でございます。

以上、歳出予算として250万円を追加しております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

補正の補正ということで、大変珍しい話なんですけれども、なぜこういうふうになったかという説明が全くないです。本来なら、補正は同じ一般会計だから1本なのが通常です。すぐまたいで来ていますから、大変考えられない。議会のたびにこういう事態が起きていると。どこに原因があるんでしょうか。まずその辺の説明が1点、必要だと思います。

それでは、この日本メキシコ学生交流補助事業つなぎ資金貸付金について質問させていただきます。

まず、27年度ですね。この日本メキシコ学生交流プログラム、いつ、どこで、どういう組織

でこのプログラムが決定したのか。それと、事業主体ですね、これはどこなのかと。あとは事業目的ですね。とりあえずその2点。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） ご質問いただきまして、ありがとうございます。

この補正予算をお願いいたしました経緯について、私のほうから、その点だけちょっとご説明をさせていただきます。

日本メキシコ学生交流プログラム事業は、昨年に引き続きまして、今年で2回目となりましたが、事業実施に係る主要な財源につきまして、一般財団法人全国市町村振興協会より400万円の助成を受けることができまして、4月10日に補助金の助成決定通知を受けた次第でございます。

しかしながら、実際に補助金をいただけるのは、事業が終了して、実績報告書を提出した後ということが5月に入りまして、わかった次第でございます。その時点では、事業実施に際し、金融機関より一時的に融資を受けて実施をする予定でございましたが、融資手続をする段になりまして、実行委員の皆様方から、事業の公益性、公共性に鑑みまして、融資を受けてまで行う事業ではないのではないかというご意見がありまして、土屋武彌実行委員長から町に貸付交付の依頼が6月9日付で提出された次第でございます。

町といたしましても、非常に重要な事業でございますので、先般、議会運営委員会を開催させていただきましてご説明させていただき、またその後に産業建設委員会で説明をさせていただきました。本定例議会において、事業実施のためのつなぎ資金貸付金についての補正予算を提出させていただくこととなった次第でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） まず、主催についてご説明いたします。主催につきましては日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会が主催するものでございまして、町長もお話ししましたが、2回目の実施となります。

目的といたしましては、日本とメキシコの文化や社会、価値観等を相互に深く理解し、将来両国間において活躍できる人材を育成することを目的としております。

内容につきましては、一昨日、貝塚議員さんの一般質問の回答で進捗状況についてご説明いたしましたけれども、改めてお話ししますが、本事業はメキシコ合衆国在日メキシコ大使館、御宿アミーゴ会、神田外語大学、千葉工業大学、中央国際高校と多くの団体の協力のもと、2

回目の実施ということです。本年の実施期間につきましては、7月11日土曜日から8月9日日曜日までの29泊30日ということで、学生につきましては5月15日締め切りで33名の応募がございまして、1名のコーディネーターを含む男性7名、女性4名の11名ということで、5月25日に決定してございます。

現在、ホームステイ先を25日締め切りということで、お知らせ版で応募をしているところでございます。

プログラムの内容につきましては、昨年と同様で、午前、日本語学習、午後、文化体験を予定してございまして、歓迎レセプション等々が入っているところでございます。

事業費につきましては、学生負担の渡航費を含めて800万円を予算額といたしまして、27年度、先ほど申しましたとおり、一般財団法人全国市町村振興協会から400万円の交付決定が出ているところでございます。

プログラムにつきましても昨年同様ですので、町のほうとしても、町民バスの利用と会議室の借上げなど、人的・物的な支援をしているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最初の質問が抜けているんですけども。いつ、どこで、このプログラムが27年度にやるという決定をしたのですかというものが抜けております。とりあえずそれを。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） こちらの事業につきましては、一般社団法人全国市町村振興協会が実施する平成27年度市町村振興事業を掘り起こすための助成事業につきまして、26年11月13日付で助成の申請をしておりますので、これにつきましては概算で、来年の事業をやりたいという部分としては、ここで決定しているところでございますが、実施につきましては4月からの事業になりますので、4月になりましてから実施ということが決定してございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これは26年11月16日に協会に申請したと。どこの団体が申請したのか。この事業主体はどこなのかと。どこの組織でこのプログラムを決定したのか。これは4月に決定だといったから、どういう経緯で決定していったのか。大変その辺が不明瞭でございまして、その3点。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 26年11月13日付の助成の申請につきましては、御宿町国際交

流協会が申請をしております。4月10日付で400万円の助成の決定がされているのも御宿町国際交流協会に対してということでございます。

日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会というものが、国際交流協会長を中心に、事業実施にかかわる方々が、メキシコ本国での学生の募集をしている方、渡航チケットの手配をしている方、メキシコ大使館の職員等による学生の選定など、それぞれ持ち場、持ち場でご協力をいただいていることなどを考慮して、日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会というものが立ち上げられまして、事業を実施するものでございます。実施団体が実行委員会ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ということは、国際交流協会が400万円の助成金申請をしたという中で、実行委員会と協会との関係はどうなるんですか。

あと400万円の助成は後日でしょうけれども、実績報告という中で、協会におりると。協会と実行委員会との関係はどういう形なのでしょう。実行委員会はどのような形で予算を持っているんですか。メンバーはペーパーもらっておりますから承知しておりますけれども、実行委員会の事業を実施する予算ですね。協会ではないという形で、町は協会に貸し付けると、つなぎ融資という中で、市町村振興事業を掘り起こすための助成金は協会に行くという中で、組織の関係を教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先般、国際交流協会の総会がございまして、その中で今年度の予算を説明しております。その中で、事業費につきましては、国際交流協会から日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会のほうに支出をするような形で了解を得ているというところで、予算はその金額が410万円ですね、町から行っている10万円も含めて、410万円行くような形になってございます。

国際交流協会との関係なんですが、国際交流協会が実施するものではなくて、先ほどお話ししましたけれども、さまざまな方がそれぞれの場所、場所でこの事業に既に携わっていることから、その方たちを実行委員会にした形での実施をするような形になっているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） 補足説明させていただきます。

この事業につきましては昨年、第1回目を実施させていただきまして、事業が完了しまして、実績報告させていただいて、学生の皆さんの修了式を終えました。非常にメキシコ大使館並びに千葉県、あるいは国の中南米局、各国際交流関係、非常に素晴らしい事業なので、ぜひできれば続けて実施していただきたいという各方面からのそういうご意見をいただいております。

そういう中で、基本的には事業を実施する主体は日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会でございますが、常に町とご相談いただきながら、この事業を実施してきているわけでございます。昨年の事業が終了した時点で、続けて実施しようという意思固めは当然内部決定としては、実行委員会の中でなされたと思っておりますが、その後のいろんな協議の中で進んでおります。

そして、国際交流協会につきましては、ご案内のとおり、なかなかこの事業につきましても他に大きな金額を一般財源から支出することはなかなか、いろんなご意見もございまして、できましたらいろんな財団、いろんな機関から補助金等、あるいは県・国から補助金等をいただきながら進めたいという中で、昨年の10月以降、模索検討してきた中で、先ほど申し上げました400万円の補助金の交付決定いただきました振興協会につきましては、申請いたしましたところ、町が補助金を少しでも支出している団体であれば該当になるということで、国際交流協会に町は少し出しておりますので、そういう中で国際交流協会長、現実的にこれは土屋武彌様が会長をなさっておりますが、会長名で申請をさせていただいたところ、補助金をいただけたと、決定通知をいただけたということでございます。

そういう中で、実施主体はプログラム実行委員会でございますが、これから、今、課長の説明にもございましたが、国際交流協会の総会で新年度予算が承認されまして、その中に歳入歳出ともに組まれてございます。これから実施する段階におきまして、国際交流協会からプログラム実行委員会に支出してこの事業を行わせていただくということでございまして、そういう中でこのつなぎ貸付金という、先ほど今日の補正予算を提出する経緯は申し上げさせていただきましたが、お願いをしたわけでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

その点は十分理解しております。それでこの事業自体は私もぜひそういう形で、2つの大学もかかわっていると、大使館もかかわっていますという中で、円滑にこの事業を進めていただきたいと。去年の12月の定例で、貝塚議員がこの件に関して再三質問をしていると思うんですけれども、要するに事業経費に対して、事業を実施すること自体にはこれは誰もノーと言う



人はいなくて、もろ手を挙げて賛成だと思うんですよ。そういう中で、1回目も予算的に苦しい思いをして、黒沼先生が手を差し伸べてくれたと、そういう経緯の中の貝塚議員の質問だったと思うんですよ。

そういう中で、この今回250万円のつなぎ融資という中で聞いていきたいんですけど、国際交流協会に町の補助金が60万円出ていますよね。この交付目的、60万円の細目をちょっと聞きたいんです。

それと、この民間財団、助成金80万円という、あなた産業建設委員会で説明しておりましたけれど、これは実行委員会の経費の内訳を見ますと、長期にわたる事業経費の使用に充てると。聞くとところによると、80万円、既に今までの計画策定経費で執行済みで、ないということも聞いております。これは26年度に民間財団の寄附という形に処理してありまして、27年度の学生交流プログラム事業の計画査定しようとして支出しているんでしょうけれども、国際交流協会の27年度の予算書にはこの80万円というお金は載っていませんね。じゃ、プログラムのほうであるかといったら、それは見えないんですけども、そういう中で、大体800万円くらいの予算だという中で、このプログラムの計画案ですね。経費に関するもの、あと実際の計画もいただいておりますけれども、事業費の総額ですよ。826万何がし、学生が負担するものが大体285万9,353円、今担当課長も町長も言われていたように、振興協会の助成金が400万円ですね。それと国際交流協会に町の補助金が60万円のうち10万円使えるという認識でよろしいんですよ。そういう中で、学生の負担分と実質的に130万円のマイナスが出ると。

このつなぎ融資は補助金というか、助成金が、一括400万円返すという要綱になっております。それは返すんでしょう。そしたら130万円不足、この計算書でいくと、130万円の赤字決算が発生するというのが目に見えております。じゃ、あなた、そういう形で言っている中で、この赤字分はどうするんですかと。

というのは、国際交流協会の27年度予算は繰越金20万7,000円を入れても496万6,000円なんですよ。それでこの事業費もちゃんと計算してありますけれども、この計算式でいくと、どうしても130万円足らないと。概算の基礎的な資料をいただいておりますけれども、じゃ、担当課長としてはどこを削れというんですか。80万円、例えばあったとしてもマイナス欠損ですよ。80万円は既にもう今までの計画で、これ26年度に補助をもらったというお金で、既に執行しちゃっていると。執行しているから今の計画ができていう話も関係者から伺っております。その中で赤字が出る事業。

大変すばらしい事業だと思うんですけども、担当課として、なぜ担当課というと、国際交

流協会の事務局はあなたですよ。この赤字をどうやって処理するんですか。赤字が出ないようにどうやって運営するんですかと。つなぎ融資はつなぎ融資として、400万円が来たら即刻返すという意向は入っておりますが、それは町は心配ないと思います。ただ、この計算式でいくと、どうしてもそれが埋まらないんですよ。時間があるので、これ全部読み上げても結構ですけども。読み上げましょうか。あなたのほうで読み上げてください。

130万円の計算上でいくと赤字が出ると。あなたは事務局ですから、国際交流協会の。どうやって協会のほうで赤字が出ないようにできるのか。というのは実行委員会ですからね。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 経費のお話の前に、先ほど60万円の町から行っている部分についての50万円は何に使うかという部分について先にお答えします。

こちらにつきましては、9月19日から21日に東京お台場で行われますフィエスタ・メヒカーナの運営費、10月4日絆記念日の運営費、11月のスペインコンサート等の賄い費とか、あと姉妹都市からの外国人が今年も来町を別にしますので、そういうところで使う部分と、あと国際交流のイベントにも何件か出ている部分というのがありますので、その辺の経費について使うような形になってございます。なので、今年につきましては、10万円がこの交流プログラムのほうに補助として行くような形になってございます。

経費につきましては、あくまでも今読み上げていただいた部分についての経費は800何がしですけども、これにつきましては、一番当初の金額でございまして、これが金額をどうしても使っていくうちに、いろいろな変更点がありますので、今回足りないよというのがご指摘のとおりでございますので、その辺は町が、通常、バスの借上げ賃等々、やっぱり見られていると思いますが、その辺の部分を町の費用で別に見ると。うちのバスを出して、運転手を出して、有料代も町がみていろんなところに行くというような形をとっていきますので、そういうものとしてマイナス部分が段々縮まってくるというような考えをご説明しているところなんです。

なので、例えば経費の宿泊についても多目に見ている部分がありますから、実際には費用がかからなかったりする部分もございまして、あくまでも予算として計上している部分として、お金が足りないというような見られ方をされてしまうのですが、その後の調整で少し縮まっている部分というのが出てきていますので、その辺は今後の運営の中で、うちのほうもできるだけこの費用でできるような形で、一緒に運営していくような形になると思いますが、やっていきたいと思っております。

80万円については、あくまでも実行委員会がいただいている費用ですので、全体の800万円

の中に組み込んで考えていかないとおかしな話になりますから、800万円の一部として80万円は組み込まれていった形で、最後は実績報告が出てくるような形になります。昨年もいろいろなところからやはりお金をいただいているんですけども、それも全体の経費として報告されていますので、その80万円につきましても、事業費の中に組み込まれて実績が出てくるという形になると思います。

昨年なんですけど、産業建設常任委員会等々でご説明した中で、昨年の費用が、一旦うちのほうの決算では350万円くらいなんです。ただ、その中に個人で負担した部分がありますよという部分を含めても、実際は総事業費、昨年は絞りに絞ってご負担いただいている部分というのをごさいますので、実際報告を受けているのが350万円ということになっておりますので、個人の負担を含めても、400万円ぐらいで去年の事業は行われていると。ただ、今年の部分としては全く同じという事業ではありませんので、多少膨らむ部分というのがございまして、十分足りるのかなというのがうちのほうのもくろみの考えでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） わかりますよ、350万円ぐらいだという中で、実質的なものはね。そういう中で、交通費、体で払うものもあると、バスとかそういうのは町で負担するという中で、それでは、このいただいた中で、参加学生の負担分は除くという中で、じゃ、これでこの数字で、あなたが言っている圧縮できるという数字を示してくださいよ。

町はバス代、有料代を持っていただけると。それは削っていけばいいと思います。あと部屋の借り代とか、そういうのも引いていくと。旅費交通費等を引いていくと。人数分も多く見ているという中で、じゃ、ここで上げているそのもの、何をどのくらい引くんですか。これで言うと、相当な金額を引けるということになりますけれども、もらった経費は130万円の赤字だと。

あなたのふわっとしたもので、これはつなぎ融資はつなぎ融資で、それは現金は出ていきますから、やむを得ないと。これに関してはいいんですよ。現実的にあなたがアバウトな話も出していない中で、どこを削ったら、じゃ、410万円追いつくのか、ちょっと計算式を出してくださいよ。私は赤字が出るという計算式で説明している。あなたは、節減すれば350万円、去年ですよ、今年410万円でおさまるといって、これでどれを削るんですか。10人は来ると。10人ですね、学生は。11名になりましたか。じゃ、11名になったら、それでおさまる金額、どれを省いていったらどうなるかという計算式をちょっと出していただきたい。そうしないと赤

字のまま承認するわけにはいかないですよ。事務局だから、あなたが。全く部外の者でなくて、あなたが事務局ですから。協会は200万円だけ持っていますから。協会の事業だという話なので、計算式を出してください。

議長、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 0時22分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時53分）

---

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） 大変貴重な時間を長時間いただきまして、ありがとうございます。また、ご迷惑をおかけしまして、おわび申し上げます。

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど、吉野課長の答弁の中に、この事業費について充分であるということがございましたが、この一言については取り消しをさせていただきたいと思います。

非常に事業費が厳しい中にあると思います。そういう中で、実行委員会の皆様方には大変なご苦勞をされまして、いろいろな工夫をされまして、今事業を進めておられますことを私も理解をいたしております。27年度事業も大変予算が厳しい状況にあると思いますが、極力ご努力をいただきまして、また町といたしましても、マンパワー、あるいは施設の利用等、十分にご協力をさせていただきたいと思います。

ともにそういう中で事業を進めさせていただきますが、事業完了時に結果を見まして、状況次第で、またそのときに、先ほど非常に厳しい予算の中でございますので、町と実行委員会とともに、赤字が出ないように努力させていただきますが、結果的に、なかなかその中で納まらない、万が一そういう場合があるかもわかりませんが、そのときはまたご協議をさせていただきたいなと思います。すばらしい事業でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

今町長が言われたように、大変すばらしい事業です。これは御宿町しかできないプログラムです。ぜひこれを継続してやっていただきたいし、今町長が大変いい形の答弁をいただきまし

たので、そういう中で、これが継続される事業でありましたら、日本メキシコという形になっていますから、御宿あるいは日本の中からメキシコへ行くという、交流が本来の目的の事業でありますので、その辺も勘案して、すばらしい交流事業の歴史をつくっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） ありがとうございます。

これから実行委員会の皆様とともに、今お預かりいただきました内容につきまして、ご検討はさせていただきますと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

結論のようなものが出たようでございますけれども、私なかなかこの事業、よくわかりませんので申しわけないんですけれども、もう一度お尋ねしたいと思います。

御宿町における日本メキシコ学生交流プログラムということで、2014年度事業報告書を土屋様よりいただいております。この中身、一番最初のページに町長がこのようなお挨拶をされていると思います。今後とも本事業は継続して実践されることを切望し、日本・メキシコ両国のますますのご発展をご祈念申し上げまして挨拶といたします。

その前段で、今、町長もおっしゃられましたけれども、本事業を遂行するにあたり、実行委員会・土屋会長並びにご家族の皆様のご献身という一文が載っておりますけれども、それで、これには御宿町町長、それから当時の臨時大使、それから知事ですね、こうした方々がお挨拶文を載せておるわけでございます。

非常に、何と申しましょうか、崇高な理念に基づく事業だということは理解できるわけでありましてけれども、そういうことであるならば、もう一度確認をしたいと思うんですけれども、そもそもなぜこういう事業が起きたのかということだと思っておりますけれども、まず、メキシコのテカマチャルコ市と姉妹都市を提携されましたですね。その報告とともにちょうど私も、たしかここのフロアで記者会見をされたと思うんですね。そのときに、今後の事業として、こういう学生交流をぜひやっていきたいんだということで記者会見をされたというふうに私は記憶をしております。

当時、一番最初のときは、メキシコ合衆国からの援助でほぼ賄うというような形だったと思うんですね。ところが、いわゆる日本人、文科省だと思っておりますけれども、側からもたくさんの応募があつて、この事業に対する割り当てが少なくなったということであつたと私は理解し

ております。

それで、聞きたいのは、それではそのテカマチャルコ市との姉妹都市ですよ。今日は総合計画だとか、今年のわかりやすい予算書等を持ってきて、どういうふうになっているのかなというふうに見ているんですけども、それそのものの事業費は、今年は1円も組まれていないんでしょうか。

この学生の交流につきましても、テカマチャルコ市の工科大学、これはたしか市営だっと思います。姉妹都市ということで御宿町とテカマチャルコ市で工科大学という中でこの事業が提案されたと、始まったというふうに理解しているわけでありますけれども、それでちょうど議長も締結式に行かれて、そのときの市長、それから次の市長も参列されて、一緒に署名をいただいたということで、町長のホームページの報告書のほうに書かれているわけでありますけれども、しかし、メキシコというのは制度が全く違いまして、町長、首長含めましてかわりますと、極端に言うと、職員まで全て入れかえるという中で、たしか新しい市長が就任されてから、私、ホームページをちょっと見たんですけども、さまざまなワークショップをやられて、税金の使い方をどうするのかと。公約についてどうそれを実現していくのかと。いわゆる日本という総合計画、まちづくり。そういうものを最初からつくっているということだったと思うんです。

そうしますと、こういう対外的なものは、承知はされておるんでしょうけれども、やっぱり自分たちの市をまずつくっていくと。そして次にというふうにならざるを得ないと思うんですね。

ちょうど大学長、学長さんもかわられたという中で、じゃ、そうした姉妹都市そのもの、もちろん日西墨ということでメキシコ国と、この事業が悪いと言っているわけではありませんけれども、そもそもそうした発端、それから国際交流事業ですよ。その姉妹都市とのなり合いと申しましょか、そうしたもののなかでこれはどのようにになっているのかというのが見えてこないんです。報告も受けていないと思うんですが。その辺のところについて言及していただきながら。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） この日本メキシコ学生交流プログラム事業の発端、あるいは経緯、または現状等について、テカマチャルコ市との現状等について、少し申し上げさせていただきたいと思います。

ご承知のように、一昨年、2013年にテカマチャルコ市との姉妹都市協定を締結をさせていた

できました。そのときに、テカマチャルコの当時のルベン・バルカサル市長さん、またテカマチャルコ工科大学の当時の学長でありますガリド学長さんとともに、文部科学省、また国際交流局を訪れました。

そのときにこの話が出まして、第1回目のプログラムに進んできたわけですが、そういう中で、第1回目はメキシコ政府のご援助をいただきまして、この事業を遂行することができたわけですが。

一昨年の10月に姉妹都市協定を締結いたしました。昨年の2月になりましてルベン・バルカサル市長がご退任されまして、新しい市長さんが、サトルニノ・ロペスさんという市長さんですが、3月から就任されました。同時に、テカマチャルコ工科大学は、当時はガリド学長さんでしたが、新たに今度は女性の学長さんに、イレネ学長さんという方になりました。そのような中で、昨年の第1回の日本メキシコ学生交流プログラム事業が実施されまして、メキシコ全土より男女合わせて10名の学生の皆さんが来日、来町されました。

本年は第2回目ということでございますが、現在のところ、やはりメキシコ全土から男女合わせて10名の学生の参加がございまして、もう1名は昨年参加されたカルロス・ナバロさんという学生が非常に日本語に通じていますので、この方をコーディネーターとして参加していただくということで、現在のところ計11名でございます。

テカマチャルコ工科大学の学生が5名くらい候補に挙がったので、その中から1名選出してくださいというお話がございまして、しかし、その件につきまして、現時点ではまだ未決定でございます。この数日中に参加できるかどうかというお返事が来るということを土屋実行委員会委員長から伺っておりますが、そのテカマチャルコ工科大学の、できましたらこの大学生が1名参加できることを望んでおるわけでございます。

このたびのプログラム事業につきましては、7月11日から8月9日までの29泊のスケジュールとなりますが、ホームステイをしたり、千葉工業大学の御宿の研修センター、あるいは習志野にあります学生寮に宿泊をいたします。日本語や日本文化を学び、御宿の子供たちや多くの日本の大学生との交流を行います。

また、テカマチャルコ市との交流につきまして、今年の9月7日から10月3日まで、プリオ・フェルナンデスさんという方が、これは空手団を率いる団長さんですが、この方は2012年にやはり6名で御宿町を訪れておりますが、このご一行が来日されまして、いろいろ試合をしたり、約1カ月近く日本に滞在いたします。そういう中で、ある程度、試合等の行事が終わりますと、選手の皆さんはお帰りになるようでございますが、プリオさんだけはその後

にも日本に滞在しまして、御宿に1週間程度お見えになるということを伺っております。このプリオさんという方は、前バルカサル市長の側近でございまして、また、テカマチャルコ市の非常に有力者といえますか、優れた方であるということを知っています。

また、昨年の6月に御宿町は千葉工業大学と包括連携協定を結びましたが、近々、7月から8月にかけて、千葉工業大学とテカマチャルコ工科大学が学術協定を結ばれると伺っております。これも御宿とテカマチャルコ、御宿と千葉工業大学、このような関係の中で、この両大学の学術協定が結ばれることは、非常に喜ばしいことであると思います。

このような中で、学生交流が進み、さらには御宿町とテカマチャルコ、またテカマチャルコ市、また工科大学、そして千葉工業大学との3つの輪がよりよく今後回転し、さらには、先日メキシコ大使館にてアルマーダ新大使にお願いしましたが、産業等の交流に発展することを期待していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、駐日メキシコ大使館や在墨日本大使館のご協力をいただかなければ、なかなかこの事業も進めることができませんので、ご関係の皆様方のご協力をぜひお願いしまして、この事業を継続して実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

初めてそういうお話を承りました。こういうことは聞かないと報告いただけないんでしょうか。姉妹都市ですよ。

例えば野沢温泉村とも姉妹都市を結びまして、野沢委員会というのを町長が設置して、さまざまな交流事業、継続的な事業、より発展的という形の中で、継続的に報告もいただきながら協議をして、一つ一つ事業をすると。今年も去年の公式訪問の答礼を受けて、町として野沢温泉にバスを仕立てて行くということで、これも近々の委員会で具体的な協議がされると、予算も計上されているということで承知をしておりますが、例えばアカプルコ、これも相当昔なんですけれども、これもほとんど何もないまま今まで来たというのが実態ではありませんか。

それで、この学生交流プログラムですね。町長から報告がございましたけれども、そもそもテカマチャルコ市長と工科大学と御宿町とが始まったという中で、合衆国そのものも必要だと思いますけれども、財政援助、学生交流の支援について、テカマチャルコ市というのはどういう考えを今現在お持ちなのかというのは把握されておりますか。それについてお伺いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。



○町長（石田義口君） 私が今、認識しているところは、一つは、やはりどこの国、どこの自治体でもそういう状況がございますが、政治的な部分で、やはり首長さん、市長さんがおかわりになるとか、学長さんがおかわりになるとか、なかなか100%そのままいかない部分があるように感じております。そういう中で、国際交流というのはなかなか難しい面もありますが、でも、皆様方のご協力をいただきながら、ご理解をいただきながら、新しくご就任された市長さん、学長さんにもぜひご協力をいただきながら進めていきたいなと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君

○3番（石井芳清君） この御宿町の庁舎の中で期待を述べて、それで動くんでしょうか。例えばアミーゴ会とかありますよね。そういう方々も、たくさんいろんな力や影響力をお持ちの方、行動力をお持ちの方たくさんいらっしゃると思うんですね。そうしたことをきちんと話をしていきながら、正式にテカマチャルコシティに対して、私は文章だとかそういう形の中で町としての意思を伝えるべきではないかと。そういうことをされているのか全くわからないんですけれども、そうした中で、本来の姉妹都市交流、また日西墨の交流が広がっていくんじゃないかなというふうに思います。

もともこの事業が町長から発表されたときに、私も大変心配したのは、子供たち、しかも一番多感な時期の中で、非常に、簡単に言うと荷が重い事業だと思うんですね、大事な事業だと思うんです。そうしたものを遂行するという責任ですよね。これは大変重いものがあると思うんですよ。そういうものをこんな小さい脆弱な町で背負い切れるのかと。それは先ほどの発言の中でも、町としての財政問題、みずからおっしゃられたと思いますけれども、そうした中で、じゃ、これ慈善事業でいくのかと。

例えばこの要綱、私も委員会のほうを傍聴させていただきましたので、要綱案ございますけれども、これ見ますと、いわゆる時限立法になっていると思うんですね。平成28年3月31日限りと。その効力は失われていくということですので、2年の時限立法というふうな読み方がされていると思います。そうしますと、この事業は今年限りだということになるんですか。

ですから今、今日に至るまでをお話ししていただきました。それから若干、8月くらいのお話、いわゆる千葉工大とテカマチャルコの連携協定ですか、そのお話し合いが進められているというお話をいただきました。じゃ、これは来年度以降はどうなっていくんですか。

また、町長としてこれをご発案なされたわけですから、今後どういうふうに進むべき、またその模索と申しましょうか、それについてはどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） 私自身の基本的な考えは、この事業はずっと続けたいと考えておるところでございます。幸いにも、ご関係の皆様方のご協力をいただきまして、1回目、また今年これから2回目ということでございますが、今年につきましても、財源の柱として、先ほど申し上げました振興協会からの補助金をいただいたということでございます。

来年も、やはりできるだけいろいろな団体の、国や県、またいろんな財団法人等の援助、補助金等を活用しながらいきますが、できるだけ継続していきたいという中で、今後この事業について幾分かの予算の計上をさせていただいて、議会にご提案させていただくことが出てくるかもしれませんけれども、そのときはよろしくお願ひしたいなと思います。

そういうことで、基本的には、ただ、こういったかなりの事業費がかかる事業でございますので、100%に近い形でなかなかご提案しづらいと、しにくい部分もありますが、そういう中で、申し上げましたように、いろいろな団体の補助金等活用しながら、基本的に、もしそういうことで事業費的に無理な場合はお願ひする場合もございますので、その節はよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この財源を見ても、非常に脆弱ですよ。恒久事業としては、私は成り立っていない。その多くは土屋さんファミリーですよ。本当に24時間だと思っんですよ。大体、メキシコと日本、一般的には14時間の時差がある。こちらが昼だと、ちょうど真夜中ですよ、たしか。1日中じゃないですか。

しかもこの事業、これは昨年のプログラムですけれども、これを見ましても、物すごい多岐にわたるコーディネートされているわけですよ。土屋さんがいなくなったら、この事業継続できますか。外国にも精通されて、しかも各国の要人とも精通された方。全員で成り立っていると思っんですよ。言葉一つで済まないと思っますよ、私は。しかも大事な師弟をお預かりする事業じゃありませんか。去年は奥様が過労で倒れたというお話も伺っております。そういう善意にすぎる事業なんですか、この事業は、町長。私は政治家とすれば、もっとやるべきことがあると思っますよ。

この予算書を見ましても、私もいただきましたけれども、助成金申請ということで不採用と。御宿町抛出なしでNG、他の助成申請がNG、御宿町抛出なしでNG、これは各財団ですか育英資金のほうですよ。そのほかに、民間企業、それから篤志家、会長と、まさに町の代表である町長、政治家の仕事ではありませんか。そういう方々にこの事業を理解していただいて、

永続的な担保をいただく、ご理解をいただくということだって私は可能だと思うんです。

まさに今、日本は、これから中南米に企業の方々も進出して、大きな事業を始めるということで、政府のほうも旗を振っておられますよね。この間も市長と同伴されて行かれたということも報道されておりました。町長も経済交流したいということで先ほどもおっしゃられましたけれども、大使に要望をされたじゃありませんか。まさにこれは政治家としての町長としての仕事とだと思えます。それでこそ、初めてこの事業がひとり立ちしていくんじゃないでしょうか。未来永劫つながっていくんじゃないでしょうか。

そのことについて、私は町長の決意、足らなくなったから、赤字ができたから議会にお願いするという数字じゃないと思いますよ、町長。違うんじゃないでしょうか。私はこの事業に理解がないということではないんですよ。大事な事業と思っていますよ。いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義口君） ご提案といいますか、後押しをしていただけるようなご発言をいただきまして誠にありがとうございます。

おっしゃるとおり、この事業については土屋武彌様がいらっしゃらなかつたらできない事業です。そのとおりです。私の力は全くもう、ほとんど小さいものでございますが、本当にこの国際交流事業は、土屋さんがいなければできない事業です。ですから、本当に深く感謝を申し上げる次第でございますが、今後とも、今ご指摘いただきました、ご提案いただきました。本当にありがとうございます。一生懸命努めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、発議第1号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者、滝口一浩君、登壇の上、提案理由の説明をお願いします。

（10番 滝口一浩君 登壇）

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

議長より指示をいただきましたので、ご説明いたします。

発議第1号、平成27年6月17日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、滝口一浩。賛成者、御宿町議会議員、瀧口義雄。

御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記の議案を地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するもので、女性議員の活躍が妊娠や出産を理由に阻害されないようにするため、御宿町議会会議規則の一部を改正するものです。

改正内容は、別紙改正文及び新旧対照表のとおり、御宿町議会会議規則第2条、欠席の届け出の規定に、第2項「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。」の規定を追加するものです。

附則は施行日を規定するもので、公布の日からの施行としています。

以上、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、発議第2号 安全保障法制関連11法案の廃案を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、石井芳清君、登壇の上、提案理由の説明をお願いします。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議長より指示をいただきましたので、ご説明いたします。

発議第2号、平成27年6月17日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、伊藤博明。

「安全保障法制関連11法案」の廃案を求める意見書の提出について。

上記の議案を地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、「安全保障法制関連11法案」の廃案を求める意見書の案のとおりですので、意見書を読み上げさせていただきます。

「安全保障法制関連11法案」の廃案を求める意見書案。

安倍晋三内閣が5月15日、国民の巻き起こる抗議の声の中国会に提出した、安全保障法制関連11法案は、アメリカが世界で引き起こす戦争に、日本の自衛隊も引き込まれ参戦する等、「戦争法案」とも呼べるものである。

日本弁護士連合会は、この法案に反対する会長声明を発表し、「①世界のどこでも自衛隊が米国及び他国軍隊とともに武力を行使することを可能にしている②自衛隊が戦争を行っている米国や他国軍隊に弾薬の提供などまでを含む支援活動を行うことを可能にしている③国連平和維持活動（PKO）以外の活動にまで業務範囲を拡大し、武器使用を認めている」と批判し、「恒久平和主義を定め、平和的生存権を保障した憲法前文及び第9条に違反し、平和国家としての在り方を根底から覆すもの」だと、法案への反対とその違法性を訴えている。

5月19日の「朝日新聞」の世論調査では、安全保障法制関連法の今国会での成立を「必要ない」が60%、「必要ある」が23%、自衛隊を派遣する法案づくりに「反対」が54%、「賛成」

は30%、自衛隊が米軍の戦争を支援する法案には「反対」53%、「賛成」29%と過半数が否定・反対である。また、安倍首相が言明した「日本が米国の戦争に巻き込まれることは、絶対にありえない」との説明に、「納得できない」が68%で、「納得できる」の19%を大きく上回っている。

日本の若者の未来を大きく変えることになる重大な法案が、今国会の会期を残り1か月余りとなる中で、「自民・公明政権与党による強行採決」などの事態となれば、日本の歴史にその名を残す暴挙となるのは明らかである。

日本と世界の平和は、軍事的対応ではなく、憲法9条による徹底した平和的外交努力によって築かれるのである。

よって、本町議会は、国に対し、日本を戦争する国に変えてしまう「安全保障法制関連11法案」の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御宿町議会、内閣総理大臣、安倍晋三様。

以上です。

よろしく願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決しました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、関山邦宏。

紹介議員、石井 芳清。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

また、学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものであり、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

以上のことから、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望し、意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容につきましては、添付の資料のとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本請願につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(中村俊六郎君) お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、大野吉弘君から発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長(中村俊六郎君) 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(中村俊六郎君) 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第3号、平成27年6月19日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。



上記の議案を地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。  
提案理由については、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。  
なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。  
よろしくお願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） 発議第3号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を直ちに採決いたします。

発議第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎請願第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、請願第3号 「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第2号「国における平成28（2016年度）教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

会長、関山邦宏。紹介議員、石井芳清。御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子供達一人一人をとりまく環境も変化して、教育諸課題や子供達の安全確保等の課題が山積しています。

子供たちの健全育成をめざし、豊かな教育を実現するために、国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容については、添付資料のとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、大野吉弘君から発議第4号「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 発議第4号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第4号、平成27年6月19日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由については、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） 発議第4号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を直ちに採決いたします。

発議第4号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎町長の挨拶

○議長（中村俊六郎君） 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義口君 登壇）

○町長（石田義口君） 平成27年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、繰り越しの報告及び専決処分の承認のほか、条例改正や補正予算などについて

てご審議いただき、いずれもご承認、ご決定いただきまして閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

今年は例年になく、5月から暑い日が続いておりますが、これから御宿はトップシーズンを迎えます。おいでになる多くの観光客の皆様に事故なく御宿の夏を楽しんでいただけるよう、努めてまいる所存でございます。

また、先にご案内させていただきましたが、7月4日は各地区のはやし連や保存会の皆様方のご協力のもと、公民館におきまして御宿町合併60周年記念郷土芸能発表会の開催を予定しておりますので、ぜひご来場ください。

結びになりますが、議員の皆様方におかれましても、引き続きよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げますとともに、時節柄健康には充分にご留意されましてご健勝くださいますようお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重にご審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、平成27年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2時42分)